

会 議 録

会議の名称	令和8年度第1回 本庄市交通政策協議会		
開催日時	令和8年5月22日（金）	午前・ 午後 午前・ 午後	3時から 4時55分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室		
出席者	区分	職名	氏名
	13号委員	早稲田大学 教授	佐々木 邦明
	1号委員	本庄市都市整備部長	高柳 徹也
	2号委員	朝日自動車（株）運輸部長	田沼 健一
		十王自動車（株）代表取締役 社長	石倉 実希雄
		一般社団法人埼玉県バス協会専務理事	関根 肇
	3号委員	庄和観光バス（株）代表取締役	金子 英俊
	4号委員	本庄地区タクシー協議会 会長	神宮 つぐよ
	6号委員	栗崎自治会長	佐久間 俊雄
		本庄商工会議所 常議員	木村 勝己
	7号委員	本庄警察署 交通課 交通総務係長	角野 典昭
	8号委員	児玉警察署 交通課 交通総務係長	杉本 大樹
	9号委員	埼玉県企画財政部交通政策課 主査	大塚 茉莉
	10号委員	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局 首席運輸企画専門官	野房 宏規
	11号委員	国土交通省関東地方整備局建政部 都市調整官	森岡 浩司
	12号委員	国土交通省大宮国道事務所 所長	隅藏 雄一郎
		埼玉県本庄県土整備事務所 道路部長	栗原 龍一
	13号委員	本庄市議会 議員	図師 雄太
	事務局：清水都市整備部次長、堀越都市計画課長、小暮計画係長、飯塚主査、廣川主事補		
欠席者	区分	職名	氏名
	3号委員	協同貨物自動車（株）代表取締役	浅見 禄郎
	4号委員	一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 事務局長	藤田 貢
	5号委員	朝日自動車労働組合 執行委員長	飯塚 光弘
	6号委員	本庄市老人クラブ連合会 副会長	柳田 信
		児玉商工会 副会長	宮部 孝夫
本庄市身体障害者福祉会 会長		種村 朋文	

議 題 (次 第)	1. 開 会 2. 挨 拶 3. 報告事項 (1) 監査委員の指名について (2) デマンドバス及びシャトルバスの利用状況の推移 (3) バスまちスポットの新設について (4) はにぼん号バス停の新設について (5) 歳出予算の流用について 4. 議 事 (1) 令和7年度 事業報告及び歳入歳出決算について (2) 令和8年度 事業報告(案)及び歳入歳出予算(案)について (3) デマンドバス日曜日の運行実証実験に係る日程について (4) 令和9年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画(地域間幹線系統)の認定申請について (5) 令和9年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画(地域内フィーダー系統)の認定申請について (6) 令和8年度 地域内フィーダー系統補助金交付申請について 5. そ の 他 6. 閉 会
配 付 資 料	令和8年度第1回 本庄市交通政策協議会 資料一式 本庄市公共交通ガイド 本庄市地域公共交通計画
その他特記事項	
主 管 課	都市計画課

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局 (都市計画課長)	これより令和8年度第1回本庄市交通政策協議会を開会いたします。 本協議会につきましては、本庄市交通政策協議会設置要綱第6条第5項により、原則として公開により開催することになっております。なお、会議録につきましては、発言者の氏名も含めて記載することとなっておりますので、ご承知おきください。 次に、傍聴についてでございます。本日の協議会開催につきまして、市のホームページで傍聴の御案内をしましたが、傍聴希望者はいらっしゃいませんでしたので、ご報告させていただきます。

	次に、会議の成立についての御報告と配付資料の確認をさせていただきます。 まずは、会議の成立についてですが、本庄市交通政策協議会設置要綱第6条第2項に「会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない」と規定しております。本日、出席しております委員は、23名中17名でございます。よって、本会議が成立していることを御報告させていただきます。 次に、配付資料の確認でございます。お手元に本日の次第が表紙となっております資料一式と本庄市公共交通ガイドを配付させていただきます。また、本協議会に初めて御出席されている方には、本庄市地域公共交通計画を配付してございます。資料に不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。 皆さま、よろしいでしょうか。 それでは、次第に従いまして、進めさせていただきます。本協議会の会長は、設置要綱第5条第1項の規定により、「学識経験を有するもの」を充てることとなっておりますので、早稲田大学の佐々木邦明様にお願いしたいと存じます。また、設置要綱第6条第1項の規定により、「会議の議長は、会長が務める」こととなっておりますので、佐々木会長に就任のご挨拶と今後の進行をお願いいたします。
佐々木会長	ただ今、ご紹介いただきました早稲田大学の佐々木でございます。ご挨拶させていただきます。 地域公共交通は、非常に難しいテーマです。理由は簡単でございます。みなさんが自家用車で移動するからです。そのような状況の中、政府は交通空白地の解消をはじめとする公共交通を充実させましようと言っていますが、一方で予算に限りがあるということですので、非常に難しいことだと思います。本庄市におきましては、運行事業者さんのご協力を得ながら、利用者数が伸びているとのこと。より良い公共交通にするためには、どうしたら良いのかを本協議会で議論していきたいと思いますので、みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。 以後、着座にて進行させていただきます。
議 長	本日は、報告事項が5件、そして議事が6件ございます。 スムーズな会議運営に努めますので、どうぞよろしくお願いいたします。 まず、次第の3「報告事項」から始めたいと思います。 (1) 監査委員の指名について、事務局より説明を求めます。
事務局 (廣川主事補)	次第の3「報告事項」について、ご説明させていただきます。 まず、報告(1)「監査委員の指名について」報告いたします。7ページをご覧ください。 本庄市交通政策協議会設置要綱第12条第1項の規定において、「協議会に監査委員を2人置き、会長が指名する委員をもって充てる。」としていることから、令和8年5月1日付けで監査委員を指名いたしました。監査委員につきましては、第6号委員 木村勝己委員及び第13号委員 図師雄太委員を指名し、この後ご説明する令和7年度決算につき

	ましても監査を行っていただいております。 以上、「監査委員の指名について」の説明を終わります。
議 長	ただいまの事務局の説明に対して、ご意見等ありますか。
全委員	(な し)
議 長	ご意見が無いようですので、次に移ります。 (2)「デマンドバス及びシャトルバスの利用状況の推移について」事務局から説明を求めます。
事務局 (廣川主事補)	デマンドバス及びシャトルバスの利用状況の推移について、報告いたします。資料9ページをご覧ください。 デマンドバス・シャトルバスの利用状況でございますが、直近5年の利用者数の変化についてグラフにしたものでございます。なお、直近1年間の最高乗車人数を数字で記載しており、赤字で記しているものについては、直近5年間の利用者集計で最高乗車数を記録しているものになります。昨年度につきましては、全5路線中、4路線にて直近5年間の最高乗車人数を記録しており、令和7年3月のリニューアルの効果が出ていることが伺えます。 資料10ページは、令和7年度の利用者数をまとめたものでございます。デマンドバスの年間の利用者数は、前年比で17.0パーセント増加しております。また、シャトルバスの利用状況につきましては、前年比で17.9パーセント増加しております。 また、本庄1号車及び本庄2号車の乗車人数をご覧ください。この後、ご説明する利用者アンケートでもご意見を頂いておりますが、本庄地域ではリニューアル後、年間10,084人のご利用がされており、1日あたり約33人、1車両あたり約16.5人の方にご利用いただいている状況です。こちらは、運行時間等を踏まえましても、ほぼ待機時間なく運行を行っているものと推測できます。 なお、児玉1号車及び児玉2号車につきましては、児玉地域の移動距離が長いことから、システムの仕様上、本庄地域よりも予約可能な人数は少なくなってしまう等の要因もございますが、1車両あたり約3.1人となっており、児玉地域の利用者数の増加が課題と考えております。 以上、デマンドバス・シャトルバスの利用状況でございます。 続きまして、資料21ページをご覧ください。デマンドバスの予約不成立件数について、報告いたします。 本庄市地域公共交通計画では、デマンドバスの当日予約不成立件数を、令和9年度までに700件に削減することを目標としております。この目標値は、以前の電話予約のみの運用実績に基づいて設定されたものです。しかし、昨年3月にA I オンデマンド型交通システムを導入したことで、アプリやライン予約も可能となり予約の仕組みが大きく変わっております。これに伴い、従来の指標だけでは実態を正確に把握することが難しくなったことから、不成立件数の算出方法を見直す必要が生じました。新たな算出方法として、システム上で把握できる『未予約』の状況から、これまでの実績データに基づき、より実態に近い不成立件数を推計することとし、新たな算出方法については、すでに昨年度の交通政策協議会で承認を得ております。お手元の資料、右側のグラフ

をご覧ください。こちらは、新システムから抽出した直近の電話予約の状況です。1週間前から当日までの『未予約』件数は1,768件でした。このデータに基づき推計した当日の予約不成立件数は893件です。デマンドバスの利用者数が大幅に増加している中でも、今回の893件という数字は、本年度の目標である900件を下回っており、目標達成に向けて順調な結果であると捉えております。今後も、デマンドバスが皆様に快適にご利用いただけるよう、利便性向上に努めてまいります。

以上、デマンドバスの予約不成立件数でございました。

次に、デマンドバス・シャトルバスの利用者に対するアンケート結果でございますが、資料11ページをご覧ください。こちらにつきましては、令和8年3月の1か月間の集計となっており、回答者数は81名となっております。

まず、はにぼん号の利用者アンケート結果についてです。

お時間の都合上、一部抜粋してご説明いたします。13ページをご覧ください。「4 はにぼんシャトルの認知度」ですが、こちらは「知っている」が95%、「知らない」が4%となっております。令和4年度に実施した市民意識調査ではシャトルバスの認知度は52.5%となっており、大幅に目標値を達成している状況です。

続いて、「6 運行時間・運行区域などの使い勝手」では、「満足」が30%、「やや満足」が28%となっており、併せて58%となっております。こちらにつきましても、令和4年度に実施した市民意識調査よりも大幅に増加していることが伺えます。

続いて、15ページをご覧ください。「12 不満点、ご意見等」では、満席による予約困難のための増便の声や運行日に関するご意見が多くありました。

続きまして、はにぼんシャトルのアンケート結果です。資料16ページをご覧ください。こちら、はにぼん号同様、令和8年3月の1か月間の集計となっており、回答者数は84名となっております。一部抜粋してご説明いたします。

18ページをご覧ください。「6 運行時間や運行区域などの使い勝手」では、「満足」・「やや満足」を合わせると59%となっており、令和4年度に実施した市民意識調査では「満足」・「やや満足」が併せて34.2%であることから、運行時間や運行区域などの使い勝手については、以前よりも満足いただいているという状況です。また、「やや不満」「不満」が併せて13%となっており、令和4年度に実施した市民意識調査よりも22%程度減っていることから、満足度については改善されていることが伺えます。

最後に、19ページ、20ページの「12 不満点、ご意見等」では、時間帯本数の増加に関するご意見や車両の大型化についての御意見をいただいております。

以上、デマンドバス・シャトルバスの利用者に対するアンケート結果でございます。

これをもちまして、デマンドバス及びシャトルバスの利用状況の推移についての報告を終わります。

議 長	ただいまの事務局の説明に対して、ご意見等ありますか。
図師委員	21 ページについてです。可能であれば、教えてもらいたいのですけれども、LINE やアプリ予約のマッチング率は、A I オンデマンド型交通システムから出力できるものなのでしょうか。
事務局 (廣川主事補)	正確なマッチング率は取得できないのですが、予約したい利用者が何回目の検索で予約が取れたのかは、カウントできます。また、電話や LINE、アプリ予約の割合の中で、およその数値は算出できるものと思います。
図師委員	質問の意図としては、はにぼん号の予約が取れないといったイメージが市民の中にありますので、それを払拭するための広報みたいなものを考えたいと思っています。「このようにすれば予約が取りやすいよ」といった広報やデータに基づいた広報をしたら良いのではと思っています。正確な数字が出ないのであれば、傾向値でも良いと思います。電話予約のマッチング率は 77% ありますよ、実は LINE・アプリ予約になると 85% のマッチング率ですよとか、逆に LINE・アプリ予約の方がマッチング率が低いのですよとか、そんな情報も広報すべきと思っていますので、今後、検討してもらいたいと思います。
議 長	ご意見が無いようですので、私からは、先ほど利用状況の報告にあったわけですが、本庄地域の 2 台については、予約限度に近い運行がなされている状況ですけれども、曜日や時間帯によっては、空いている状況があるなどの情報を提供することによって、利用者が予約し易くなりますので、今後、そんな広報の情報発信を検討していただきたいと思います。アンケート結果でも、「予約が取れない」といった声がありますので、これを改善することは非常に重要なことであろうと思います。 次に、(3)「バスまちスポットの新設について」事務局から説明をお願いします。
事務局 (廣川主事補)	報告 (3)「バスまちスポットの新設について」報告いたしますので、22 ページをご覧ください。 埼玉県では、集約型まちづくりの一環として、公共交通を利用しやすくすることで誰もが出歩きやすく、地域とつながりやすくするための官民連携事業「出歩きやすいまちづくり」事業を行っています。その中で、「バスまちスポット」の登録制度を実施しており、昨年度、本庄市も登録を行いました。 まず、「バスまちスポット」の概要についてです。こちらは、昨今の異常気象等を鑑み、バス停留所の近くでバスを待つことのできる施設に対して登録を行っています。登録した停留所及び施設には右の図のようなステッカーを掲示し、公共交通ガイドの配布やベンチの提供などを行います。 続いて、本庄市の取組についてです。本庄市では、令和 7 年 9 月にはにぼん号停留所のある公共施設及び商業施設に協力依頼を行い、承認いただいた計 27 施設について、埼玉県へ登録申請を行いました。その後、令和 7 年 12 月 24 日に埼玉県から承認され、令和 8 年 1 月には、各施設及び停留所へのステッカー掲示が完了しました。登録施設は、埼玉県の HP でも公開を行っており、今後につきましては、登録依頼に応じて引き続き登録を行う予定です。 以上、報告 (3)「バスまちスポットの新設について」でございます。
議 長	ただいまの事務局の説明に対して、ご意見等ありますか。

全委員	(な し)
議 長	特に、ご意見等はないようですね。酷暑や厳寒、風雨の際には、こんなスポットを利用していただけたら、バス移動が快適になると思いますので、今後も、この取り組みを進めていただきたいと思います。 次に、(4)「はにぼん号バス停の新設について」事務局から説明を求めます。
事務局 (廣川主事補)	(4)「はにぼん号バス停の新設について」報告いたします。23 ページをご覧ください。 はにぼん号のバス停につきましては、随時、新設、移転、名称変更の申し出を受け付けております。主な設置場所としては、公共施設や医療機関、商業施設など、日常生活に欠かせない施設に設置しております。市内のどこに住んでいても交通手段として利用が出来るよう、停留所から半径 300m を超える区域を交通空白地と設定し、この解消に努めています。 令和 7 年度第 2 回の本庄市交通政策協議会后、10 か所の停留所を新設いたしました。お時間の都合上、新設の停留所名と区域のみご説明させていただきます。 まず、新設 1 です。名称は「西今井関越道西」、今井地内に設置を行いました。次に、新設 2 です。名称は「本庄特別支援学校」、栗崎地内の設置となっております。次のページをご覧ください。新設 3、名称は「ナーシングホーム 結いの心 Honjo」、児玉町金屋地内へ設置を行っております。こちらの停留所に関しましては、交通空白地ではありませんが、施設をご利用しているお客様からのお問合せと施設側からの要望があったため、事務局にて協議を行い、設置を行うことといたしました。次に、新設 4、名称は「うめみの工業団地入口」、児玉町宮内地内に設置をしております。次のページをご覧ください。新設 5、名称は「宮内上」、こちらも児玉町宮内地内への設置です。次に、新設 6、名称は「飯倉南」、児玉町飯倉地内へ設置を行いました。次のページをご覧ください。次に、新設 7、名称は「アナン作業所前」、こちらも同様に児玉町飯倉地内へ設置を行っております。次に、新設 8、名称は「ほてい堂下」、児玉町小平地内へ設置を行いました。次のページをご覧ください。新設 9、名称は「庚申塚東」、児玉町秋山地内へ設置を行っております。最後に、新設 10、名称は「秋山東」、こちらも児玉町秋山地内へ設置を行いました。 以上、(4) はにぼん号バス停の新設でございます。
議 長	皆さまから、何かご意見は、ございますか。
全委員	(な し)
議 長	無いようですね。こちらも、交通空白地解消や利便性の向上には、非常に重要な取り組みでございますし、自治会長さんからの要望で設置してもらっているとのことで、フレキシブルな仕組みで進めてもらっているのが良いことだと思います。これらは、交通空白地の該当自治会長にヒアリングを行っているのでしょうか、あるいは自発的な設置要望を待っている状況ですか、それとも全自治会長さんにバス停新設の働きかけを行っているのでしょうか。
事務局 (廣川主事補)	バス停の新設は、予め交通空白地のうち適当と思われる候補地を事務局で提示して、該当自治会長さんへ相談した結果となっております。交通空白地の存在しない自治会長さんには、バス停新設の話をしているわけではあり

	ませんが、利用の少ないバス停の該当自治会には、自治会長さんに協力いただいて、デマンドバスの利用説明会などを開催させていただきたいと考えております。
議 長	無制限にバス停を新設できるわけではないのですが、もしも気づきにくいところで新設が望ましい場所があれば、地域の方々からご意見をいただけるとありがたいと思います。 次に、(5)「歳出予算の流用について」事務局から説明をお願いします。
事務局 (廣川主事補)	報告(5)「歳出予算の流用について」報告いたします。28 ページをご覧ください。 まず、流用理由をご説明いたします。下段の四角囲い部分をご覧ください。 2 款、1 項、1 目の委託料です。デマンドバス・シャトルバス運行委託料並びに車内決済手数料に不足が生じるため、本庄市交通政策協議会財務規程第 5 条の規定により、令和 8 年 3 月 31 日に歳出予算を流用したので、本協議会に報告するものでございます。 次に、1 の流用内容について、ご説明いたします。 2 款、1 項、1 目の委託料に合計 205 万円を流用いたしました。 流用元は、1 款、1 項、1 目の会議費 13 万円、同款、2 項、1 目の事務費 61 万 6 千円及び 2 款、2 項、1 目の補助金 130 万 4 千円となっており、各説明欄に記載してありますとおり、それぞれ不用額を流用したものでございます。 以上で、「歳出予算の流用について」の報告を終わります。
議 長	皆さまから、何かご意見は、ございますか。
全委員	(な し)
議 長	ご意見が無いようですので、次第の 3 「報告事項」を終わります。 これより次第の 4 「議事」に入ります。 (1)「令和 7 年度 事業報告及び歳入歳出決算」について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局 (飯塚主査)	議事(1)「令和 7 年度 事業報告及び歳入歳出決算」についてご説明いたします。29 ページをご覧ください。まずは、令和 7 年度の事業報告でございます。報告事項(3)・(4)で報告した部分については、重複しますので、割愛させていただきます。 4 月 1 日から「はにぼん号」がリニューアルされ、運行を開始しました。本庄地域の 2 台と児玉延長型は本庄タクシー様が、児玉標準型は朝日自動車様がそれぞれ運行されております。運行時間が午前 8 時から午後 5 時までだったものが、1 時間延長され、午後 6 時までの運行となりました。運賃支払方法が交通系 IC や QR コード決済などキャッシュレス決済が導入されました。運行車両についても、従前のセダン型 2 台がワゴン型 2 台に変更になり、はにぼん号 4 台ともワゴン型に統一されました。なお、ここに記載してありませんが、3 月からは、AI オンデマンド型交通システムの導入や運行区域の変更、運賃改定などの見直しが行われました。次に、はにぼんシャトルもリニューアル運行が開始されました。運行事業者につきましては、庄和観光バス様に変更になりました。車両のラッピングがマリーゴールドの花が追加され、はにぼん号との差別化が行われました。また、運賃支払方法については、はにぼん号と同様にキャッシュレス決済が導入されました。

	5月16日に令和7年度第1回協議会を開催いたしました。「報告事項」では利用状況の推移、「議事」では決算、予算、地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画の認定申請や交付申請について、ご審議いただきました。 7月・8月の2か月間で、はにぼん号及びはにぼんシャトル・リニューアルの利用者アンケートを実施しました。 10月5日から11月23日までの8連続日曜日には、はにぼん号日曜日の運行実証実験を行うとともに、利用者アンケートを実施しました。 令和8年1月21日に令和7年度第2回協議会を書面にて開催いたしました。「報告事項」では、新任委員の報告及び監査委員の会長指名報告やリニューアルアンケート、はにぼん号の日曜運行実証実験、はにぼん号バス停の新設等報告についてを報告いたしました。「議事」では、令和7年度地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統の事業評価や歳入歳出予算の変更案について、ご審議いただきました。 31ページをお願いいたします。3月24日から4月11日までの間に、はにぼん号4台の車内において、運行事業者に協力していただきまして、市内12小学校の校歌をBGMとして流しております。こちらは、本庄市中学生まちづくり議会の一般質問において、中学生議員から提案されたものに対応したものでございます。 続きまして、「令和7年度 歳入歳出決算報告」についてご説明いたします。32ページをご覧ください。 まず歳入の部でございます。1款、1項、1目、補助金。予算額200万円に対し、収入済額501万円は、令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金となります。 2款、1項、1目、交付金。予算額6,590万円に対し、収入済額は同額で、本庄市からの交付金となります。 3款、1項、1目、運賃収入。予算額200万円に対し、収入済額601万2千500円は、デマンドバス・シャトルバスの運賃収入でございます。 4款、1項、1目、雑入。予算額1千円に対し、収入済額5万321円は、預金利子となります。 歳入合計にあつては、予算額6,990万1千円に対し、収入済額7,697万2千371円でございます。 続きまして、歳出の部です。 1款、事務費。1項、1目、会議費。予算額11万円に対し、支出済額は同額となります。 同款、2項、1目、事務費。予算額42万円に対し、支出済額40万8千485円は、事務用品や切手代などの郵送料、振込手数料、バス停留所新設に伴う消耗品に係る費用でございます。 2款、1項、1目、委託料。予算額6,931万4千円に対し、支出済額6,930万7千580円は、デマンドバス・シャトルバスの運行事業費や車内決着手数料でございます。 同款、2項、1目、補助金。予算額5万7千円に対し、支出済額4万7千430円は、乗継券利用に係る補助でございます。 歳出合計にあつては、予算額6,990万1千円に対し、支出済額6,987万3
--	--

	千 495 円、不用額 2 万 7 千 505 円となります。 総括して、収入済額 7,697 万 2 千 371 円に対し、支出済額 6,987 万 3 千 495 円、差引残額 709 万 8 千 876 円は、本庄市への返戻金となります。 報告は、以上となります。
議 長	それでは、監査委員の図師雄太委員から会計監査報告をお願いします。
図師委員	会計監査報告を私から報告させていただきます。 令和 7 年度本庄市交通政策協議会歳入歳出決算について、関係諸帳簿及び証拠書類に基づき監査を実施したところ、計数的に正確であり、内容も適正であることを認めます。以上でございます。
議 長	ただいまの説明について、ご質問等ございましたら挙手をお願いします。
図師委員	29 ページについて、質問します。リニューアルに際して、運行時間を午後 5 時までから午後 6 時までに、1 時間延長しましたが、そのねらいをお尋ねします。また、見直した結果として、午後 5 時から 6 時までの時間帯の利用者数は、どのような状況なのかお聞かせください。
事務局 (飯塚主査)	まず、1 時間延長のねらいとしましては、午後 5 時までの運行時間ですと、「早く運行が終わってしまう」などの声をアンケートの結果等で頂戴しておりましたので、その部分を改善した形となっております。標準型は午後 5 時終わり、延長型は午後 6 時終わりとなっております。本庄地域及び児玉地域ともに、午後 5 時から午後 6 時まで運行していますのは、延長型のそれぞれ 1 台でございます。 次に、午後 5 時台の利用者数についてですが、まず、システム上で各時間帯の利用者数は把握することはできます。正確な数値を持ち合わせておりませんが、午前 8 時から午前 10 時、午前 11 時台までの利用者数が一番多く、午後 5 時台の最終の時間帯も多くの利用が見受けられます。以上でございます。
図師委員	これも、今後で結構なのですが、時間帯別の利用者数についても情報発信していかないとならないと思います。3 月の市議会一般質問でも、感覚ベースの質問と答弁になってしまっています。データに基づいた議論ができていないのが、公共交通の課題であるのだろうと感じていますので、是非とも各種データの情報発信を検討いただきたいと思います。
議 長	ご指摘は、ごもっともであろうと思います。この 1 時間の延長については、本協議会で議論しての改善ですので、その結果がどうであったのか等をデータで報告していただきたいと思います。予約が取りづらい等々の意見もあるわけですので、こういった利用のされ方をしているのか、時間帯別の利用者数はどうなっているのかを含めて、本協議会に報告いただきたいと思います。 ほかに、ございますか。
木村委員	32 ページの歳入歳出決算について質問します。歳入の運賃収入約 600 万円は、歳出合計約 7 千万円の約 1 割となっています。その収入を計算するのに、運行事業者あるいは事務局の人件費は、どのくらいになるのでしょうか。運賃収入 600 万円をそれ以上の人件費をかけているのでは、意味がないのか

	と考えまして、質問をしています。
事務局 (飯塚主査)	確認ですが、交通政策協議会事務局職員の人件費でしょうか、それとも運行事業者様の人件費でしょうか。
木村委員	協議会事務局の人件費をお願いします。
事務局 (飯塚主査)	交通政策協議会事務局職員の人件費がどれくらいになるのかという点をお答えします。事務局担当職員は、私と廣川の2人ですので、この2人の人件費をお答えしますが、本庄市役所の1人あたり人件費は、正確な数字は持ち合わせていませんが、仮に680万円くらいの数字だとしますと、その2倍の数字が人件費ということになるかと思います。
木村委員	私が申し上げたいのは、もしも600万円の収入を得るために、それ以上の人件費が必要であるならば、その600万円を初めから運行事業者に割り当ててしまって、毎月毎月のお金のやり取りをしない方がマクロではプラスになるのではないかと考えています。今すぐに改善すべきと申し上げるつもりはありません。問題提起として、今後、検討してもらいたいと思います。
議 長	ご意見ありがとうございます。ご指摘の点は、運賃収入と委託料を差し引きして月々支払いをしているよりも、もう少し簡便な方法によって、効率的にやったらどうかとのご意見かと思います。先ほど、事務局が説明した人件費については、年間の人件費であって、専属で2人がこの支払い事務にのみ従事しているのではないのだろうと思っています。そこまで考えていくと、それほど人件費がかかっているとは思えないので、いずれにしても、事務局の手間が最小になるように、検討してもらえればと思います。ご意見ありがとうございました。 ほかに、何かございますか。
全委員	(な し)
議 長	質問等がございませんので、議事(1)「令和7年度事業報告及び歳入歳出決算」について、委員の皆さまにお諮りいたします。 議事(1)について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	議事(1)については異議なしと認め、原案のとおり承認されました。 それでは、続きまして、議事(2)「令和8年度 事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)」について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (飯塚主査)	議事(2)「令和8年度 事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)」について、ご説明いたしますので、34ページをお願いいたします。 まずは、令和8年度 事業計画(案)でございます。 1の地域公共交通確保維持改善事業の認定申請及び事業評価でございますが、(1)として、地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画の認定申請(地域間幹線バス・シャトルバス・デマンドバス)に関する協議及び国への認定申請を行います。次の図は、計画の位置付けについて、簡略化して表しております。一番外の四角の点線枠は、「地域公共交通確保維持改善事業」の全体でございます。そして、枠内左側の「補助対象地域間幹線バス」は、地域間幹線系統確保維持計画において、維持確保が必要な路線とされているもので、国の補助

	対象となっております。杵内中央の「接続」とする点から支線として「シャトルバス」と「デマンドバス」が運行されていまして、太い点線枠で囲われた部分となります。本計画により、幹線との連携をもって市内を快適に移動できるようになるネットワークを構築するもので、当該計画を本協議会にて、ご協議・ご承認いただき補助対象となるものでございます。令和9年度の計画認定申請については、この後、議事（４）及び（５）にて、ご審議いただきます。 次に、図の下（２）として、昨年度策定した令和8年度計画について、事業評価を実施する予定となっております。 次に、２の協議会スケジュールでございます。本日の協議会が、今年度第１回協議会になりまして、年が明けて１月下旬に第２回協議会を予定し、そちらでは、令和8年度計画の事業評価をご審議いただくこととなります。本年度は、２回の協議会を予定しております。 事業計画（案）については、以上でございます。 次に、35 ページをお願いいたします。「令和8年度 歳入歳出予算（案）」をご説明いたします。 まず、歳入の部でございます。 １款、１項、１目、補助金。予算額 300 万円は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金で、国からの地域内フィーダー系統に係る補助金となります。補助金額は、令和9年２月末ごろに確定する予定ですので、概算額での計上でございます。 ２款、１項、１目、交付金。予算額 6,268 万 4 千円は、本庄市からの交付金となります。これは、デマンドバス・シャトルバスの運行委託料の財源となるものでございます。 ３款、１項、１目、運賃収入。予算額 494 万円は、デマンドバス・シャトルバスの運賃収入でございます。 ４款、１項、１目、雑入。予算額 2 万円は、預金利子でございます。歳入合計額は、7,064 万 4 千円でございます。 続きまして、歳出の部です。 １款、事務費。１項、１目、会議費。予算額 24 万円は、本協議会の会議開催に係る費用でございます。 同款、２項、１目、事務費。予算額 99 万円は、「事務用品・切手代」「振込手数料」「バス停留所消耗品」に係る費用でございます。 ２款、事業費。１項、１目、委託料。予算額 6,934 万 4 千円は、デマンドバス・シャトルバスの運行にかかる費用でございます。 同款、２項、１目、補助金。予算額 6 万円は、乗継券に係る費用でございます。 ３款、１項、１目、予備費。予算額 1 万円は、予備費の計上になります。 歳出合計額は、歳入合計額と同様に、7,064 万 4 千円でございます。 以上で、議事（２）令和8年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど宜しくお願いいたします。
議 長	ただいまの事務局の説明について、ご質問等ございましたら挙手を

	お願いします。
全委員	(な し)
議 長	質問等がございませんので、議事(2)「令和8年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)」について、委員の皆さまにお諮りいたします。 議事(2)について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	議事(2)については、異議なしと認め、原案のとおり承認されました。 続きまして、議事(3)「デマンドバス日曜日の運行実証実験に係る日程」について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (飯塚主査)	議事(3)「デマンドバス日曜日の運行実証実験に係る日程について」ご説明いたします。36ページをご覧ください。 まず、1の実証実験の目的ですが、日曜日運行へのニーズ把握を目的として、本庄地域及び児玉地域において、午前8時から午後5時までの標準運行を行う事業者様におかれまして、昨年度に引き続いて、それぞれ8日間、日曜日の運行実証実験をお願いするものでございます。 今年度におきましては、2の「協議事項」にありますとおり、月曜日から土曜日までの運行に加え、10月4日、11日、18日、25日、11月1日、8日、15日、22日の8日間について実施を予定するものでございます。これらの日曜日については、晴天が望まれ、出歩きやすい時期であることや日曜日のイベント開催が多い時期であることから、選定いたしました。なお、昨年度の実績ですが、10月5日からの連続8日曜日で実施いたしまして、利用者数は117人でございました。 次に、3の運行事業者です。本庄地域標準運行型は本庄タクシー様に、児玉地域標準運行型は朝日自動様に実施していただくものでございます。 次に、4の今後のスケジュールですけれども、日程についてご承認をいただきましたら、5月下旬から8月下旬までの間に「一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更届出書」を運行事業者様から関東運輸局へ提出していただきます。9月1日の広報ほんじょうなどで周知を行い、10月4日から11月22日までの日曜日に運行実証実験を行った後、令和9年1月の第2回協議会で、その結果を報告させていただきます。 以上、議事(3)「デマンドバス日曜日の運行実証実験に係る日程」につきまして、ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの事務局の説明について、御意見等ございましたら挙手をお願いします。
野房委員	日曜日の運行実証実験ですけれども、ターゲットとしているのは、市民がメインであろうと思いますが、イベント開催が多い時期の開催ですので、市外の方や観光の方などいらっしゃると思います。対象者をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。
事務局 (飯塚主査)	イベントには、市民以外の方の参加も期待していますので、事務局としては、その際にデマンドバスを利用してもらいたいと考えております。イベント開催のホームページやリーフレット等に、デマンドバス運

	行のお知らせを記載してもらえよう主催者に依頼していく予定でございます。また、36 ページの実証実験の目的にありますとおり、日曜日運行へのニーズ把握が目的となっておりますので、常日頃、市内でデマンドバスを利用されている方々、高齢者が多いわけですが、それらの方々の日曜日のニーズを把握したいと事務局は考えております。以上でございます。
議 長	確認ですが、はにぼん号を初めて利用するときは、電話でも LINE・アプリからでも登録しなければ予約できないと思います。市外の方は、電話予約が想定されますが、その手間はどんなものでしょうか。
事務局 (飯塚主査)	お手元に配付してあります本庄市公共交通ガイドのはにぼん号のページに記載がありますが、電話や LINE・アプリ予約のいずれであっても、初回は登録が必要になります。電話の場合は、氏名と電話番号のみが登録事項になりますので、あまり手間がかからない仕組みになってございます。
議 長	昨年度の実績報告がありましたが、利用者数が少ない状況ですので、周知期間を長くすると良いのか、利用するであろう対象者にお知らせするにはどうしたら良いのか、昨年度はどんな使われ方をしていたのかなど分析して、利用者数を伸ばすための改善策を検討して、実行してもらいたいと思います。 ほかに、ございません。
全委員	(な し)
議 長	無いようですので、議事（３）「デマンドバス日曜日の運行実証実験に係る日程」について、委員の皆さまにお諮りいたします。 議事（３）について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	議事（３）については、異議なしと認め、原案のとおり承認されました。 続きまして、議事（４）「令和 9 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画（地域間幹線系統）の認定申請」について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (飯塚主査)	議事（４）「令和 9 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画（地域間幹線系統）の認定申請について」、ご説明いたします。 37 ページをお願いいたします。こちらは、「本庄市地域公共交通計画」のうち、地域公共交通確保維持事業における地域間幹線系統に関する記載箇所を一覧表にしたものでございます。 1 は位置づけ・役割、2 は必要性、3 は確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体、4 は国・地方公共団体の支出額その他の目標・効果とその評価手法について、該当ページを記載してございます。 「本庄市地域公共交通計画」の該当ページにつきましては、41 ページから 44 ページまでに添付してございますので、後ほど確認いただきたいと思います。 次に、地域間幹線系統の計画認定申請について、説明しますので、38

	ただきまして、その後、朝日自動車様が作成した書類を調整して、事務局において国に申請させていただくこととしたいと考えております。この点につきまして、委員の皆さまのご理解をいただき、ご承認をいただきたいと存じます。また、この表 2 中、1 の申請事業者の概要につきましては、運行事業者様の情報になりますので、マスキングをさせていただきます。 次に、51 ページをお願いします。こちらは、運行系統別実績及び平均乗車密度算定表になります。49 ページの表 2 の基礎資料でございますので、こちらも昨年度のものを提示させていただいております。 恐れ入りますが、39 ページにお戻りください。次は、項目 6 になります。2 の目標・効果の評価手法及び測定方法につきましては、事業終了後、輸送人員数の実績値とその増減の要因を運送事業者に提出してもらい、評価を実施いたします。 次に、項目 7 から項目 9 までは、該当はございません。 次に、項目 10 は、生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項になります。生産性向上の取組につきましても、現在のところ、運行事業者の朝日自動車様において、検討・作成中でございます。 次に、項目 11 から項目 17 までは、該当はございません。 40 ページの項目 18 は、協議会の開催状況と主な議論になります。議事（1）事業報告と重複しますので、説明を割愛させていただきます。 項目 19 は、利用者等の意見の反映状況になります。利便性等に関するものとして、バス運行本数を増やしてほしい、電車との接続を考慮した時刻表にしてほしい、大型ノンステップバスを導入してほしいとの意見がありました。このうち、時刻表の見直しについては、本庄駅南口～児玉折返し場・赤城乳業千本さくら工場線の夜間帯時刻表を令和 8 年 2 月 18 日に見直しをしたところです。路線維持に関するものとして、バスがあって助かっている、バスは欠かすことのできない交通手段の一つであり、今後も維持してほしいとの意見がありました。これらの意見を踏まえ、市民の生活交通として必要なバス路線について、引き続き維持・確保を図っていくことといたします。 以上で議事（4）令和 9 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画（地域間幹線系統）の認定申請についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど宜しくお願いいたします。
議 長	ただいまの事務局の説明について、御意見等ございましたら挙手をお願いします。
全委員	（ な し ）
議 長	質問等がございませんので、議事（4）「令和 9 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画（地域間幹線系統）の認定申請」について、委員の皆さまにお諮りいたします。 議事（4）について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。
全委員	（ 異議なし ）
議 長	議事（4）については、異議なしと認め、原案のとおり承認されまし

	た。 今回御承認いただきました計画を国に提出することにより、朝日自動車様が運行する路線バス 3 系統について、国の補助金の交付対象となる予定でございます。 続きまして、議事（５）「令和 9 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）の認定申請」について、事務局より説明をお願いします。
事務局 (飯塚主査)	議事（５）「令和 9 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）の認定申請について」、ご説明いたしますので、52 ページをお開きください。 こちらは、「本庄市地域公共交通計画」のうち、地域公共交通確保維持事業における地域内フィーダー系統に関する記載箇所を一覧表にしたものでございます。「本庄市地域公共交通計画」の該当ページにつきましては、57 ページから 68 ページまでに添付してございますので、後ほど確認いただきたいと思います。 53 ページをお願いします。地域内フィーダー系統の計画認定申請について説明いたします。項目 1 の「目的・必要性」では、今後、高齢者や運転免許返納者の増加などにより、公共交通の需要が増加することが予測されていることから、高齢者等を中心に生活に必要不可欠なフィーダー系統を確保・維持することが必要であることなどを記載しております。 次に、項目 2 の「目標・効果」のうち、「①公共交通の利用者数」につきましては、令和 3 年度のデマンドバス、シャトルバスの利用者数を現状値として、それに年間の伸び率 1 % を乗じた値を目標値として設定しております。「②デマンドバスの予約不成立件数」につきましては、令和 3 年度に混雑のため予約をお断りした 1,000 件を現状値として、現状値から 3 割減することを目標値として設定しております。こちらにつきましては、21 ページの「デマンドバスの予約不成立件数」のところで、ご説明させていただいたとおり、電話予約の 1 週間前から当日までの未予約件数に、当日割合である 50.5 % を掛けた値を実績代替値として、事業評価を行いたいと存じます。 54 ページをお願いします。③「公共交通の収支率」につきましては、令和 3 年度のデマンドバス、シャトルバスの収支率を現状値として、利用者増による運賃収入の増加を目指しますが、人件費、燃料費、車両管理費などの運行経費の増加も想定されることから、現状より低下させないことを目標値として設定しました。 次に、項目 3 「目標を達成するために行う事業及びその実施主体」については、デマンドバス、シャトルバスに関するものを記載しています。これに記載のない事業につきましても、検討・協議のうえ、必要と判断したものを実施することとしております。 次に、項目 4 「運行系統の概要及び運送予定者」につきましては、表 1 で説明しますので、69 ページをお開きください。こちらは、運送予定者名、運行系統名、計画運行日数と回数等を計画してございます。「計画運行回数」につきましては、シャトルバスは、計画運行日数 365 日に

一日の往復回数 13.5 を掛けて算出しております。デマンドバスの計画運行日数は 293 日で、1 日あたりの計画運行回数は、本庄地域の標準運行型 12 回・延長運行型 13 回、児玉地域の標準運行型 3 回・延長運行型 4 回をそれぞれ見込み、算出しております。なお、表下、注の欄 8 に記載の「運行予定系統の地図及び運行ダイヤ」につきましては、70 ページ・71 ページにデマンドバス・シャトルバスの図面を、72 ページには運行ダイヤを添付しております。72 ページの運行ダイヤの上段、デマンドバスの運行ダイヤをご覧ください。はにぼん号の本庄地域・児玉地域の標準運行型につきましては、先ほど、議事（3）でご承認いただきました、日曜日の運行実証実験の実施について、記載をさせていただいております。10 月 4 日から 8 週連続して、日曜日に実証実験を実施いたします。

恐れ入りますが、54 ページにお戻りください。項目 5 は、「費用の総額、負担者及びその負担額」になります。地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンドバスとシャトルバスに要する運行経費は、本庄市交通政策協議会が運行契約していますので、交通政策協議会が運行委託料として全額を負担いたします。この財源としては、本庄市からの交付金や運賃収入、国庫補助金を予定しています。

次に、項目 6 は、「目標・効果の評価手法及び測定方法」になります。利用者数、予約不成立件数、収支率について、数値指標によるモニタリング・評価を実施いたします。

項目 7 から項目 9 までについては、該当はございません。

55 ページをお願いします。項目 10 は、地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要になります。表 5 で説明しますので、73 ページをお願いします。こちらは、地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要になります。交通不便地域等の人口が 573 人。これは、本泉地区の本年 3 月末現在の住民基本台帳人口になります。33,454 人が人口集中地区以外の国勢調査人口になります。このページ一番下の（2）添付書類の地図につきましては、74 ページに添付させていただいております。

恐れ入りますが、55 ページにお戻りください。項目 11 から項目 17 までは、該当はございません。

56 ページをお願いします。項目 18 は、「協議会の開催状況と主な議論」になります。こちらは、議事（1）事業報告と重複しますので、説明を割愛させていただきます。

次に、項目 19 は「利用者等の意見の反映状況」になります。シャトルバス・デマンドバスの利用者アンケートを継続的に実施し、その結果を交通政策協議会で協議し、各種施策に繋げております。シャトルバス等ではキャッシュレス決済を導入し、デマンドバスでは AI オンデマンド型交通システムを導入するとともにコールセンターのオペレーターを増員し、予約を取りやすく改善しました。

なお、地域内フィーダー系統の申請様式につきましては、今年度のものが未だ国から示されておりませんので、様式の変更がありましたら、それに則しまして作成し、国に提出させていただきますので、ご了承くださいと存じます。

	以上で、「令和 9 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）の認定申請について」の説明を終わります。ご審議のほど宜しくお願いいたします。
議 長	ただいまの事務局の説明について、御意見等ございましたら挙手をお願いします。
木村委員	長期的な課題として検討いただきたい 2 点を申し上げます。53 ページの予約不成立件数のところですが、需要量に対して供給量が適切なのかどうかを測るものだろうと思いますが、将来的にエッセンシャルワーカーであるタクシードライバーさんが少なくなっていくわけなので、供給量を確保することが難しくなっていくことが想定されることから、民業圧迫にならないように地元タクシー業者と自治体が連携して、公共版ライドシェアを導入して、供給量を確保していく、こんなことを検討してもらいたいと思います。もう 1 点は、72 ページの本庄シャトルバスのところですが、本庄早稲田駅の利便性を高めるための方策についてです。朝、本庄早稲田駅周辺の駐車場に自家用車を置き、新幹線で東京に行って、帰りは本庄早稲田駅に停車する便に都合よく乗車できれば良いのですが、熊谷まで新幹線で、そのあと在来線の方が早くに本庄に帰ってこられるケースが多くあります。その際に、本庄駅から本庄早稲田駅を連絡するシャトルバスが夜間帯も運行していれば、本庄早稲田駅の利便性が上がるものと思います。本庄早稲田駅の発着便数の増加を市長や市議会で要望していますが、J R 東日本は営利企業なので、利益が見込めない場合は増便しないと思っています。本庄駅と本庄早稲田駅が夜間帯もシャトルバスで繋がれば、本庄早稲田駅利用者が増加すると考えますので、是非とも、夜間帯の運行を検討してもらいたいと思います。
事務局 (飯塚主査)	現行の本庄市地域公共交通計画は、令和 5 年 3 月に策定され、その計画期間は 5 年ですので、令和 9 年度末には次期計画を策定する予定となっております。その策定の際には、来年度になりますけれども、J R 利用者も含めて公共交通利用者をはじめ広く市民の声を聞くために、アンケート調査を実施する予定です。そこで公共交通のニーズを把握したいと思っています。また、シャトルバスを担える運行事業者からもヒアリングを行って、どんな運行が可能なのか等々を計画に盛り込みたいと考えております。この次期計画の策定については、本協議会でご意見を頂戴する予定となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
議 長	そのほか、何かございますか。
全委員	(な し)
議 長	質問等がございませんので、議事（5）「令和 9 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）の認定申請」について、委員の皆さまにお諮りいたします。 議事（5）について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	議事（5）については、異議なしと認め、原案のとおり承認されまし

	た。 今回御承認いただきました計画を国に提出することにより、シャトルバス及びデマンドバスについて、国の補助金の交付対象となる予定でございます。 続きまして、議事（６）「令和８年度地域内フィーダー系統補助金交付申請」について、事務局より説明をお願いします。
事務局 (飯塚主査)	議事（６）「令和８年度 地域内フィーダー系統補助金交付申請について」ご説明いたします。 この補助金交付申請につきましては、令和７年１０月から本年９月までが補助対象期間となっていますので、交付申請に必要な年間輸送実績、経常収益、経常費用等は各運行事業者様が様々な資料から作り上げるわけですが、それらが確定するのが、例年１１月中旬でございます。また、この補助金申請の期限は、１１月末であることから、申請に必要な数字が確定する１１月中旬から提出期限の１１月末までの間に、本協議会を開催して、補助金交付申請書を協議・承認いただくのが本来の手続きかと存じますが、書面会議を含めて現実的には非常に困難ですので、昨年度と同様に、前年度の交付申請書類を説明させていただいて、ご協議・ご承認いただきたく提案するものでございます。なお、この補助金交付申請につきましては、各運行事業者様から提出された資料を事務局で取りまとめまして、期限内に国へ提出させていただきたいと存じます。 それでは、75 ページをお願いいたします。こちらは、昨年度、国から通知があった資料でございます。そのため、「令和７年度地域内フィーダー系統補助金交付申請に係る提出資料について」と記載があり、提出期限も令和７年１１月２８日となっております。こちらにつきましては、例年、１１月になりましたら関東運輸局から案内されるものでして、提出書類などを含めて、補助金申請期限が示されるものとなっております。中段を見ていただきますと、「申請書」と記載がありまして、全申請者共通として様式１－８（表紙）がございまして、また、星印のところですが、１つ目の「路線型運行」は本市というシャトルバスであり、２つ目の「区域型運行」は本市というデマンドバスになります。それぞれ、様式１－８、様式１－５を提出する必要があるとございます。その他「添付書類」につきましては、記載のとおり④から⑬まででございます。 次に、77 ページをご覧ください。「活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合における取扱いについて」でございます。本庄市の場合、ここで言う活性化法法定協議会が本庄市交通政策協議会にあたりまして、本協議会が補助金交付申請者になりますので、交付申請書の様式１－８を本協議会が申請することとなり、全事業者の合計額、本庄市につきましては、シャトルバス及びデマンドバスのそれぞれの申請額の合計を記入し、申請させていただくこととなります。また、様式１－８の２ポツ以降の交付申請書及び添付書類につきましては、「事業者毎に分けること」とされておりますので、庄和観光バス様、本庄タクシー様及び朝日自動車様にそれぞれ書類を作成していただき、１１月末まで

	に事務局で取りまとめの上、国へ提出させていただく流れになります。 78 ページからは、昨年度の補助金申請書様式を添付させていただいております。様式1－8は、全事業者に対する補助金額の申請書になります。 79 ページについては、シャトルバスの営業収益、営業費用、計画運行回数、実績運行回数などを記入し、国庫補助金申請額を算定するものでございます。路線定期運行といたしまして、本庄駅南口から本庄早稲田駅北口の片道約3キロを往復で毎日運行していただいておりますので、365日を掛けて「計画運行回数」が算出されますし、実績運行回数に運行キロ程を掛けて、「実車走行キロ」が算出されます。 80 ページ・81 ページについては、デマンドバスの営業収益、営業費用、計画運行回数、実績運行回数などを記入し、国庫補助金の申請額を算定するものでございます。 82 ページについては、シャトルバス及びデマンドバスのそれぞれ様式1－8を作成するための基礎シートでございます。 以上で、議事（6）令和8年度地域内フィーダー系統補助金交付申請についての説明を終わります。ご審議のほど宜しくお願いいたします。
議 長	ただいまの事務局の説明について、御意見等ございましたら挙手をお願いします。
全委員	（ な し ）
議 長	質問等がございませんので、議事（6）「令和8年度地域内フィーダー系統補助金交付申請」について、委員の皆さまにお諮りいたします。 議事（6）について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。
全委員	（ 異議なし ）
議 長	議事（6）については、異議なしと認め、原案のとおり承認されました。 続きまして、次第の5「その他」についてでございますが、委員の皆さまから何かございますか。
全委員	（ な し ）
議 長	委員の皆さまからは、無いようですが、事務局から「その他」で何かございますか。
事務局 (飯塚主査)	その他で1件、事務局から報告させていただきます。 広告事業についてでございます。今回の協議会の開催通知では、議事（4）として、皆さまに、ご協議いただく予定でしたが、議案の調整が間に合わずに、報告にとどめることとなったものでございます。 この広告事業につきましては、運行事業者が収支率の向上のために、広告料の収入を確保することを目的に開始しようと考えたものでございます。一方で、本庄市議会一般質問では、「赤字というのを仕方ないと捉えるだけではなく、少しでも市の負担軽減につなげる方策として、車両を活用した広告事業を開始したらどうか」などと、複数の市議会議員から提案されているものですから、市としても調査研究していくことになっているものでございます。 現在のところ、埼玉県内のデマンドバス・コミュニティバスの運行市

	へ広告事業の調査を実施し、取りまとめて比較検討している状況でございます。県内状況は、各市において、運行形態や車両の所有状況、広告事業の受付窓口、広告料の受入れ先など様々なものとなっているために、これらを考慮しまして、事務局において、本庄市により相応しい制度となるよう調査研究して参りたいと考えております。運行事業者様との調整ができましたら、交通政策協議会でご協議いただく予定ですので、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。以上です。
議 長	ただ今の説明について、ご意見等ございますか。
木村委員	運行事業者の収支率の向上のために広告事業を開始しようとしているものだということですが、その発想で申し上げるならば、サブスクのようなものを検討したらどうかと思います。例えば、月額会費制にして、その会費分は利用しないと流れてしまう仕組みを構築できれば、利用者数は増えますし、収支率は向上するものと思います。例えば、月に1千円の会費で1千200円分のバス利用ができるようにします。会員数は、ある程度の数を確保しなければならないですが、その会員にはプライオリティ利用者として、優先予約権を与えるなどしたら、良いと思います。会員が1千人になれば、それだけ安定した収入が得られますので、検討の余地があるものと思います。よろしくお願いいたします。
議 長	ご意見ありがとうございます。次の公共交通計画の策定時の参考にさせていただきたいと思います。 ほかに、何かございますか。
全委員	(な し)
議 長	無いようですので、その他を終わります。 以上で、会議の全ての議事を終了させていただきます。 委員の皆さまの御協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。それでは、事務局へお返しします。
事務局 (都市計画課長)	長時間にわたりまして、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。皆さまから頂戴しましたご意見につきましては、今後、検討させていただきたいと思います。 委員の皆さまにおかれましては、本市の交通政策につきまして、引き続き御支援、御協力をお願い申し上げます。 以上をもちまして、令和8年度第1回本庄市交通政策協議会を閉会とさせていただきます。 皆さま、どうもありがとうございました。